

記入例

第2種共同住宅の取扱いに関する契約書

新潟市水道局

第2種共同住宅の取扱いに関する契約書

新潟市水道局（以下「甲」という。）と給水装置所有者 **新潟太郎**
(以下「乙」という。) 及び総代人 **株式会社 新潟建物管理** (以下「丙」という。) は、
「新潟市水道局共同住宅における水道料金の算定の特例に関する規程」(以下「規程」とい
う。)に基づき、新潟市中央区関屋下川原町 1-3-1、給水装置布設番号 第 1012345
号に係る給水設備の水道メーター（以下「各戸メーター」という。）の各戸検針及び各戸徵
収に関し、次の条項により契約を締結する。

(水道メーターの設置)

- 第1条 乙は、受水槽又は高置タンク（以下「受水槽等」という。）を有する3階建以上の
建築物で給水装置に附帯して設置された受水槽等以下の給水設備に、甲の定める「受水槽
以下の共同住宅における水道メーターの設置要綱」(以下「設置要綱」という。)に適合
した各戸メーターを各戸毎に設置するものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、昭和60年3月31日までに甲と集合住宅徵収事務受託契
約を締結し、現に集中検針盤により各戸検針、各戸徵収を実施している第2種共同住宅
の各戸毎に設置する各戸メーターは遠隔指示式メーターとする。
- 3 前2項に要する経費は乙の負担とする。

(各戸メーター等の維持管理)

- 第2条 乙又は丙は、前条第1項及び第2項に定めた各戸メーターの故障又は検定満期等
による取替えについては、甲の指示により実施するものとし、これを拒むことはできな
い。
- 2 前条第2項に係る集中検針設備（集中検針盤、電気設備、配線設備等）の維持管理及
び修繕等については、乙又は丙の責任において実施するものとし、これを拒むことはで
きない。
- 3 前2項に定めた取替え及び修理等維持管理に係る経費はすべて乙又は丙の負担とする。

(メーターの寄附)

- 第3条 甲は、乙から第1条第1項に定めた各戸メーターについて寄附の申出がなされた
ときは、これを受けることができる。ただし、設置要綱に適合するものに限る。
- 2 前項により寄附を受けた各戸メーターについては、第2条第1項に定めた取替えは甲
が行うものとする。

(給水設備等の維持管理及び水質保全の責務)

- 第4条 乙又は丙は、給水装置に附帯して設置された受水槽等以下の給水設備等の修繕、漏水による事故及びその他維持管理並びに水質の保全について一切の責任を負うものとする。
- 2 前項に定めた受水槽等以下の給水設備等の維持管理を怠り、漏水等が生じてもこれに係る料金は、すべて乙又は丙の負担とする。
- 3 甲は、乙又は丙に対して給水設備等の維持管理上の技術指導を行うことができる。また、施設の改善等が必要と認めるときは、乙又は丙の負担で必要な措置をさせができるものとし、乙又は丙は、これを拒むことができない。

(各戸メーターによる計量)

- 第5条 甲は、各戸メーターにより各戸の使用水量を計量する。ただし、第1条第2項により各戸に遠隔指示式メーターが設置されている場合の各戸の使用水量は、集中検針盤により計量する。
- 2 前項に定めた計量は、給水装置に設置された水道メーター（以下「親メーター」という。）の計量と並行して行うものとする。

(料金の額)

- 第6条 料金の額及び算定は、「新潟市給水条例」（以下「条例」という。）第26条第1項及び第2項を準用する。この場合、専用住居の各戸メーターの口径は、設置されている口径にかかわらず、13ミリメートルとみなして算定する。
- 2 親メーターの使用水量と各戸メーターの使用水量の総和との水量差は、原則として料金算定及び徴収は行わない。ただし、原因が所有者又は使用者の責に帰するものについては、この限りではない。この場合においては、水量差分を口径13ミリメートルの各戸メーターが1個増加したものとみなし料金を算定する。
- 3 受水槽等の洗浄に係る使用水量の料金は、口径13ミリメートルの各戸メーターで計量したものとみなし算定する。この場合における基本料金は1月を30日とした1日分（基本料金の額に30分の1を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てる。））とし、使用水量は受水槽等の有効容量の総和とする。
- 4 私設消火栓の演習に係る料金は、条例第26条第1項及び第2項を準用する。

(料金の徴収及び方法)

- 第7条 甲は、前条第1項により算定した水道料金を各戸の使用者から徴収する。この場合における料金の徴収方法は、甲の指定した金融機関の口座振替制とする。ただし、甲が事情やむを得ないと認めた場合に限り納付制とすることができる。
- 2 甲は、前条第2項から第4項までにより算定した水道料金を丙から徴収し、各使用者

が連帯責任を負うものとする。

(給水の停止)

第8条 甲は、条例及び規程により納付すべき料金を納期限内に納入しないときは、当該使用者又は当該第2種共同住宅に対し、完納するまで給水を停止することができる。

2 条例第37条各号の一に該当するとき又はこの契約に定めた事項に反した行為がなされたときは、その理由が継続する間、給水を停止することができる。

3 前2項に基づき給水停止がなされたことにより、乙又は丙に損害が発生しても、甲はその責を負わないものとし、甲に損害を与えたときは、これを賠償させることができる。

(届出)

第9条 乙又は丙は次の各号の一に該当するときは、甲に届け出なければならない。

(1) 受水槽等の洗浄作業及び私設消火栓の演習を行うとき。

(2) 給水設備を変更しようとするとき。

(3) 総代人に変更があったとき。

(4) 給水装置の所有者又はその代理人に変更があったとき。

(5) 当該第2種共同住宅を廃止しようとするとき。

(6) その他甲が必要と認めるとき。

2 丙は、各戸の使用者に次の各号の一に該当するときは、事前に甲に届け出るよう周知しなければならない。

(1) 水道の使用を開始しようとするとき。(使用開始届)

(2) 水道の使用を中止しようとするとき。(使用中止届)

(3) 権利義務の承継から水道の使用名義に変更があったとき。(使用者名義変更届)

(届出のない場合等の料金)

第10条 給水設備の使用者が当該給水設備を使用しなかつたときにおいても、その給水設備についての使用中止の届出がない限り、規定の料金を徴収する。

2 前使用者の給水設備の使用を継続して水道を使用する者は、前使用者の権利義務を承継したものとみなす。

(暗証番号及び鍵等の措置)

第11条 当該建築物の入館に際して、暗証番号又は鍵等を必要とするセキュリティ設備が設置されている場合、乙又は丙は、甲の業務に支障をきたさぬよう、あらかじめ甲に暗証番号を告知し、又は鍵等を提出するものとする。

2 前項に定めた暗証番号又は鍵等を変更するときも同様とする。

3 各戸メーター設置場所が施錠されている場合の鍵の取扱いについても、前2項の例に

よるものとする。

(総代人)

第12条 丙は、規程を遵守し、甲の業務が円滑に処理できるよう協力しなければならない。

2 丙は、この契約の内容について、当該使用者に周知徹底させなければならない。

3 丙は、当該第2種共同住宅の共用部分に係る使用水量及び料金又は給水設備に係る一切の苦情について、処理するものとする。

(契約の変更)

第13条 第9条第1項第3号又は同項第4号の届出があったときは、甲は変更後の新たな給水装置の所有者及び総代人と変更契約を締結するものとする。

2 前項に定める第9条第1項第4号の取扱いは、代理人を除く所有者変更の場合とする。

(認定の取消し及び契約の解除)

第14条 甲は、次の各号の一に該当するときは、第2種共同住宅の認定を取り消し、この契約を解除することができる。この場合、乙又は丙に損失が生じても甲はその責を負わない。

(1) 認定要件に適合しなくなったとき。

(2) 第9条第1項第5号の届出があったとき。

(3) 乙、丙又は使用者が、条例及び規程若しくはこの契約に違反し、勧告してもなおこれを改めないとき。

(契約外の事項)

第15条 この契約に定めのない事項または疑義が生じたときは、条例及び新潟市給水条例施行規程並びに規程によるもののほか、甲が別に定めるものとする。

(契約の期間)

第16条 契約の期間は、契約を締結した日の属する甲の事業年度末までとする。ただし、契約期間が満了する日の1月前までに甲、乙、丙のいずれからも意思表示のないときは、更に1事業年度延長するものとし、その後も同様とする。

(秘密を守る義務)

第17条 甲は、この契約により知り得た秘密は、これを他に漏らしてはならない。

(特記事項)

第18条

この契約を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

日付は、記入しないでください。

年　　月　　日

甲　新潟市中央区関屋下川原町1丁目3番地3
新潟市水道局
新潟市水道事業管理者
水道局長

乙　住所　阿賀野市保田1-1-1
氏名　新潟太郎　印

丙　住所　新潟市中央区関屋下川原町1-1-3
氏名　株式会社 新潟建物管理
代表取締役　水道次郎　印